地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害 者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第1 2条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定基準に関する取扱につい て必要な事項を定める。

(認定の申請)

- 第2条 前条の認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定 申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。 (認定)
- 第3条 町長は、前条の申請があったときは、あらかじめ、2人の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、その内容を審査し、適当と認めたときは障害者支援施設等に準ずる者として認定するものとする。ただし、公序良俗に反する事業を行うなど、事業者において認定に相応しくない事実のある場合は、認定の対象としない。
- 2 町長は、前項の規定に基づき認定したときは障害者支援施設等に準ずる者の 認定通知書(第2号様式)により、認定しないこととしたときは障害者支援施 設等に準ずる者の認定却下通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知す るものとする。

(審査結果・公表)

第4条 町長は、前条第1項の審査の結果、認定を受けた者についての名簿を作成し、公表するものとする。

(認定の期間)

第5条 前条第1項の規定による認定(以下「認定」という。)の期間は、当該認定をした日から当該認定をした日以後6年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認定事項の変更等)

- 第6条 認定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更等届(第4号様式)により、町長に届け出なければならない。
 - (1) 施設等の名称、所在地、代表者等の認定の申請をした事項に変更が生じたとき。
 - (2) 以下の各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
 - ア 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号に規定する施設
 - イ 障害者優先調達推進法第2条第3項に規定する在宅就業障害者
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7 4条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

エ 物品等の調達を神奈川県内の障害者就労施設等にあっせんし、又は普通 地方公共団体等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の 業務を行う共同受注窓口

(認定の取消し)

- 第7条 町長は、認定を受けた者が次の各号のいずれか該当したときは、認定を 取り消すことができる。
 - (1) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。
 - (4) 契約又はその業務に関し、不正又は不誠実な行為等があったとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、障害者支援施設等に 準ずる者の認定取消通知書(第5号様式)により、当該認定を受けた者に通知 するものとする。

(実地調査等)

- 第8条 町長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、障害者 支援施設等に準ずる者の認定申請書又はその添付書類に記載された障がい者の 雇用状況等の内容について、実地の調査を行ない、又は説明を求めることがで きる。
- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。